

長運整第398号の2  
令和3年9月10日

自動車特定整備事業者 殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（令和3年9月3日付け北信技整第115号）のとおり通知がありましたので、了知願います。



北信技整第 115 号  
令和 3 年 9 月 3 日

管内各運輸支局 殿

北陸信越運輸局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け国自整第 353 号）の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（令和 3 年 9 月 1 日付け国自整第 124 号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に対して周知されたい。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）  
の一部改正について（新旧対照表）

		(下線部が改正箇所)	
		新	日
別添	自動車整備事業の取扱い及び指導要領	別添	自動車整備事業の取扱い及び指導要領
目次	(略)	目次	(略)
第1節～第3節	(略)	第1節～第3節	(略)
第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領		第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領	
1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。		1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。	
2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。		2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。	
第5節	(略)	第5節	(略)
附則		附則	
1.～4.	(略)	1.～4.	(略)
5.改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定		5.改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定	

自動車整備事業者にあっては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6.～7. (略)

#### 別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)

第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等  
自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

第2～3 (略)

#### 第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するためには必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

自動車整備事業者にあっては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6.～7. (略)

#### 別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)

第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等  
自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

第2～3 (略)

#### 第4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業するためには必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を行なうことができる。

<p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</p> <p>(2) 優良規則第5条第3号 ア～オ (略) 力 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天井</u>の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク (略) (3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領</p>	<p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号実施できる整備作業及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</p> <p>(2) 優良規則第5条第3号 ア～オ (略) 力 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天井</u>の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク (略) (3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領</p>	<p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領</p>
<p>目次</p> <p>第1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>第2 適合標章の用紙</p>	<p>目次</p> <p>第1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>第2 適合標章の用紙</p>	<p>目次</p> <p>第1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>第2 適合標章の用紙</p>

第3 適合標章の記載方法  
第4 適合標章の表示  
第5 用紙配布等  
**第6 交付状況の把握等**

第1～6 (略)

別添4 整備主任者研修実施要領

目次 (略)

第1 (略)

第2 研修の区分  
1 (略)  
2 技術研修

(1)～(2) (略)  
(3) 研修内容

自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法  
イ 自動車の**特定整備**後の保安基準適合性及び出来映えの確  
認方法等  
(4)～(8) (略)

別添5 自動車検査員研修実施要領

1～3 (略)

**4 研修の項目、内容等**

第3 適合標章の記載方法  
第4 適合標章の表示  
第5 用紙配布等

第1～6 (略)

別添4 整備主任者研修実施要領

目次 (略)

第1 (略)

第2 研修の区分  
1 (略)  
2 技術研修

(1)～(2) (略)  
(3) 研修内容

自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法  
イ 自動車の**分解整備**後の保安基準適合性及び出来映えの確  
認方法等  
(4)～(8) (略)

別添5 自動車検査員研修実施要領

1～3 (略)

**4 研修の項目、内容等**

研修項目	研修内容等	研修項目研修内容等
(1)自動車整備事業	・自動車整備事業の役割 ・自動車整備事業の課題、問題点等	(1) 自動車整備事業・自動車整備事業の役割 自動車整備事業の課題、問題点等
(2)指定自動車整備事業	・道路運送車両法関係法令 ・指定自動車整備事業者の処分事例等	(2) 指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令 ア 指定自動車整備事業者の処分事例等 イ 適正な業務運営
(3)自動車検査員の業務	・自動車検査員の役割と職務 ・自動車検査業務 ・自動車検査機器の取扱い	(3) 自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務 自動車検査業務 ア イ 自動車検査機器の取扱い、 (4) 関係法令及び主要通達
(4)関係法令及び主要通達	・最近の関係法令の改廃 ・主要通達	(4) 関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃 主要通達 5～9 (略)

別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)

(1) (略)

(2) 添付書面  
ア (略)

イ 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)

(1) (略)

(2) 添付書面  
ア (略)

イ 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。) の写し等申請者を特定できる書面

ウ～カ (略)

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第 81 条から第 83 条まで)

(1) (略)

(2) 添付書面

ア～イ (略)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)イの書面

(法第 81 条第 1 項第 3 号)

エ～キ (略)

3～5 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類		備考
		項目	項目	
A	(略)	(略)	(略)	(略)
B	1-	(略)	(略)	(略)
	1			
	~			
	1-			
	2			
	2	(略)	(略)	機械加工、
	2	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	機械加工、

ウ～カ (略)

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第 81 条から第 83 条まで)

(1) (略)

(2) 添付書面

ア～イ (略)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)イの書面

(法第 81 条第 1 項第 3 号)

エ～キ (略)

3～5 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類		備考
		項目	項目	
A	(略)	(略)	(略)	(略)
B	1-	(略)	(略)	(略)
	1			
	~			
	1-			
	2			
	2	(略)	(略)	機械加工、
	2	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	機械加工、

				原動機、塗装、鍛冶等の各作業場				原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
<u>3</u> ~ <u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>3</u> ~ <u>4</u>	(略)	(略)	(略)
C ~ G	(略)	(略)	(略)	(略)	C ~ G	(略)	(略)	(略)

別紙2の2～2の5 (略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

- 1～2 (略)
- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)
- ア～オ (略)
- カ 貸借対照表及び損益計算書  
株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。
- また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる
- 1～2 (略)
- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)
- ア～オ (略)
- カ 貸借対照表及び損益計算書  
株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。
- また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる

別紙2の2～2の5 (略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

- 1～2 (略)
- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)
- ア～オ (略)
- カ 貸借対照表及び損益計算書  
株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。
- また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる

書面でこれに代えて差し支えない。	新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近 6 カ月間の 仮決算書	書面でこれに代えて差し支えない。	新規設立会社の場合（前歴がない場合） 最近 6 カ月間の仮 決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説 明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合 含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書
キ (略)	一つの会社から整備部門が独立し、新たな 会社を設立した場合（廃止新規申請の場合 を含む。） 合併した場合	経過説明書及び 事業計画書	キ (略)	決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説 明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合 含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書
4～6 (略)	事業協同組合等の場合	同上	4～6 (略)	決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説 明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合 含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書
キ (略)	事業協同組合等の場合	事業計画書	キ (略)	決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説 明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合 含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書
4～6 (略)				
別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準	別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準	別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準	1 (略) 2 要員関係の基準の解釈 (1)～(4) (略) (5) 檢査工	別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準  1 (略) 2 要員関係の基準の解釈 (1)～(4) (略) (5) 檢査工 検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事して はならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えな い。 点検するためには、「自動車の点検及び整備に関する手引」 不可欠な作業 (平成 19 年国土交通省告示第 317 号)
別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準	別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準	別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準	1 (略) 2 要員関係の基準の解釈 (1)～(4) (略) (5) 檢査工 検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事して はならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えな い。 点検するためには、「自動車の点検及び整備に関する手引」 不可欠な作業 (平成 19 年国土交通省告示第 317 号)	別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理 組織の審査基準  1 (略) 2 要員関係の基準の解釈 (1)～(4) (略) (5) 檢査工 検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事して はならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えな い。 点検するためには、「自動車の点検及び整備に関する手引」 不可欠な作業 (平成 19 年国土交通省告示第 317 号)

点検に付隨する軽微な作業	に例示してある点検作業の範囲	点検に付隨する軽微な作業	に例示してある点検作業の範囲
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)	点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整	点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの整備 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整
(6)～(7)	(略)	(6)～(7)	(略)
3 作業場等の基準の解釈	3 作業場等の基準の解釈	(1)～(4)	(1)～(4)
(1)	(略)	(5)	通路
(5)	通路	通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。	通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。
(6)	(略)	ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。	ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。
4	(略)	(6)	(略)
		4	(略)

別紙3の3～3の8 (略)

附則(令和3年9月1日付国自整第124号)

1. 本改正は、令和3年9月1日から施行する。

別紙3の3～3の8 (略)

別紙3の3～3の8 (略)